

第3部 特定事業の許可を受けた方へ

I. 許可を受けた特定事業を実施する場合の留意点

1	許可の条件が付されている場合は、その条件を遵守して特定事業を施工してください。
2	特定事業に用いる土砂等の採取場所、又は搬入計画について、許可申請の内容に変更が生じた場合は、特定事業変更届出書を提出した上で「土砂等の搬入の届出」を行ってください。
3	特定事業の許可を受けた後に、事務所及び標識の設置、特定事業区域の境界の標示、閲覧用書類の備え付けを行ってください。
4	搬入する土砂等の量が増加する場合や期間を延長しようとする場合は、あらかじめ変更許可が必要となりますので、余裕をもって手続に入ってください。
5	特定事業場内の土地について、所有権、賃貸権、地上権その他事業実施の妨げとなる権利を有する者に変更があった場合は、速やかに報告してください。
6	検査試料の採取は、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」(P26、27)を確認のうえ実施してください。
7	特定事業に使用された土砂等の量の報告に関し、土砂等の量が確認できる資料の提示を求めることがありますので、要綱様式などにより整備しておいてください。
8	「II. 特定事業の施工管理について」により、着手時、完了時又は定期的な届出、報告を行ってください。

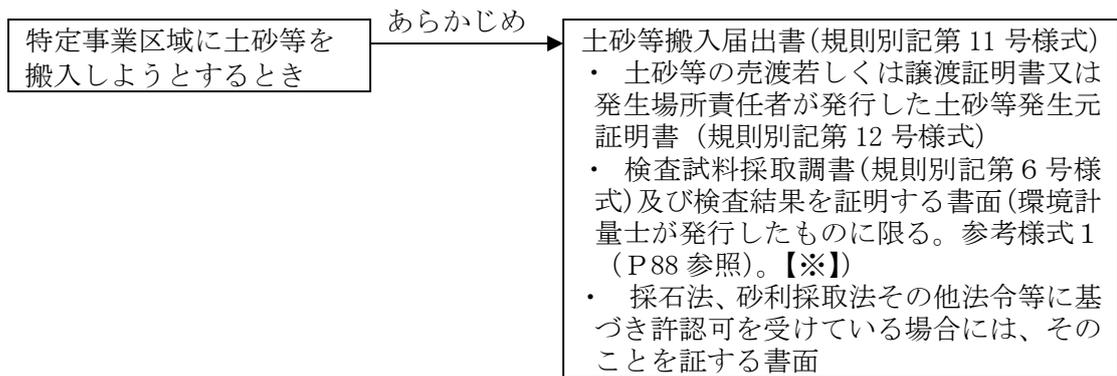
II. 特定事業の施工管理について

特定事業の施工に当たっては、次の手続き等が必要となります。

1 届出等

(1) 土砂等の搬入の届出 (条例第26条)

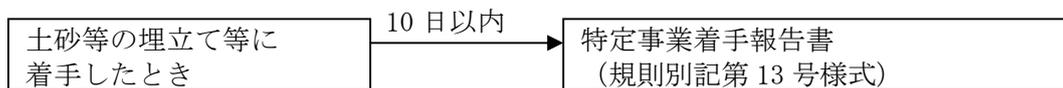
特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の採取場所ごとに、かつ、搬入しようとする土砂等の量が4,000 m³までごとに、当該土砂等が当該採取場所で採取された土砂等であって、土壌基準に適合している旨を知事に届け出てください。(P59に記載例)



【※】ただし、搬入土砂の総量が 10 m³未満の場合、特定事業者が知事に土砂等の搬入を届け出る際に、検査結果を証する書面を省略することができます。

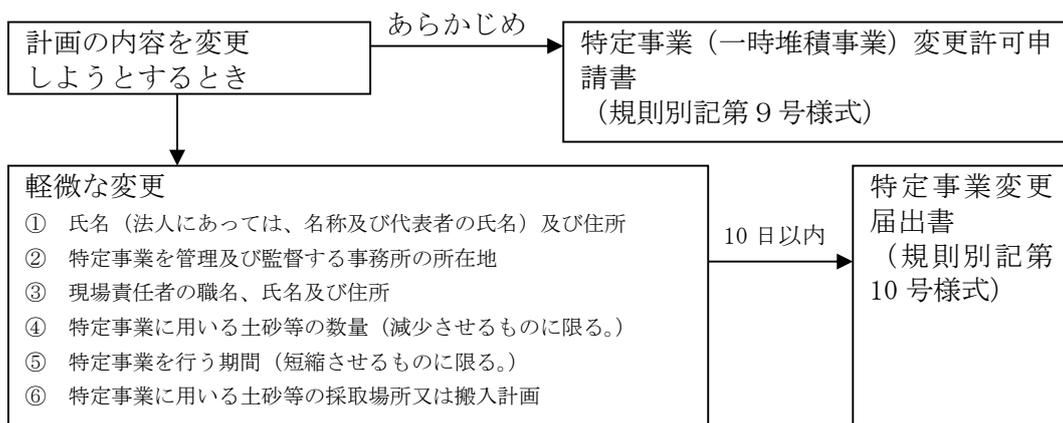
(2) 着手報告(条例第 28 条)

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して 10 日以内に、特定事業着手報告書(規則別記第 13 号様式)を知事に提出してください。(P61 に記載例)



(3) 変更許可又は届出(条例第 24 条、第 25 条)

特定事業の計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ特定事業(一時堆積事業)変更許可申請書(規則別記第 9 号様式、P57 に記載例)を知事に提出し、知事の許可を受けなければなりません。ただし、軽微な変更をしようとするときは、特定事業変更届出書(規則別記第 10 号様式、P58 に記載例)を知事に提出してください。

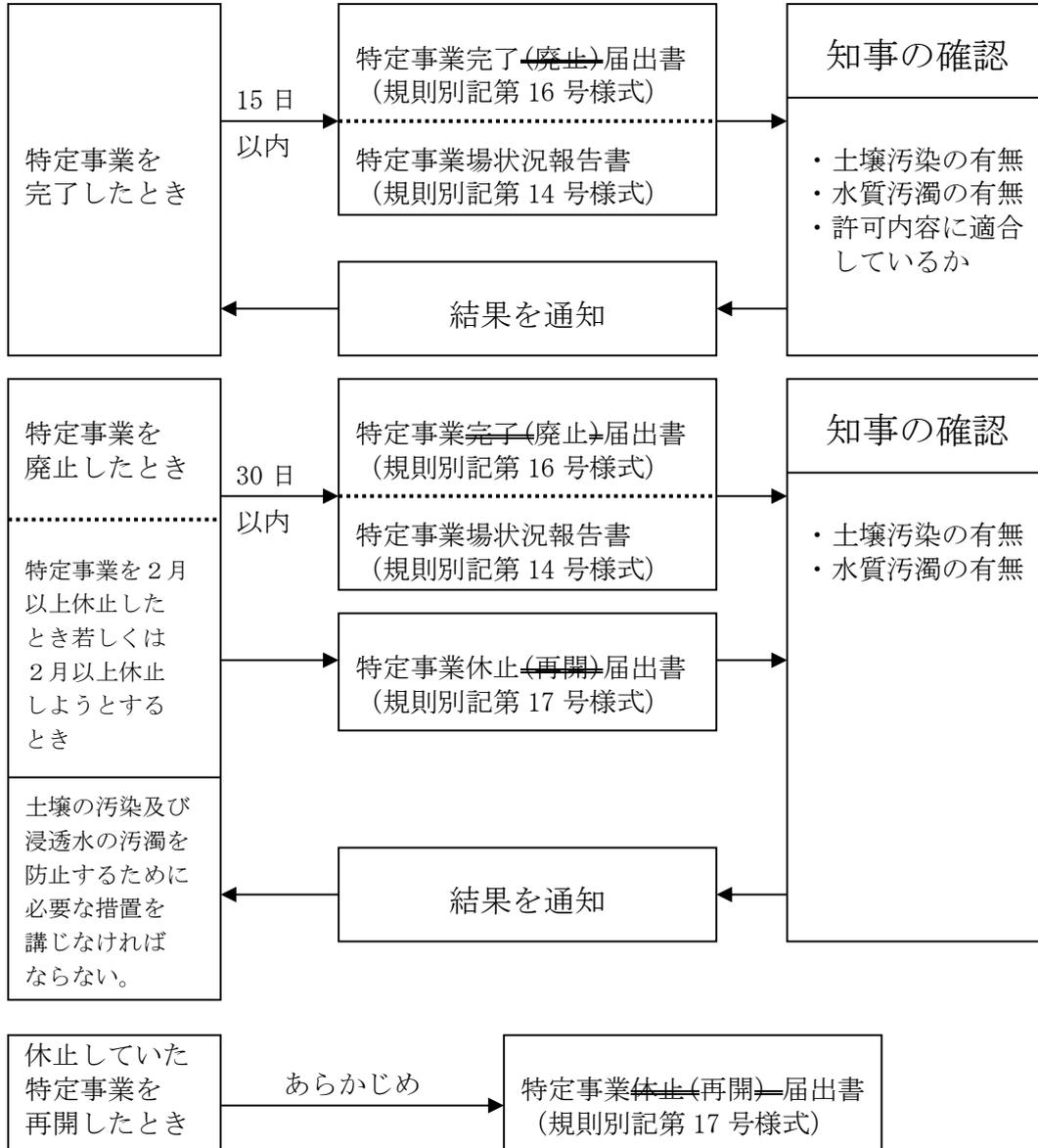


(4) 完了又は廃止の届出(条例第 32 条第 1 項)

許可に係る特定事業を完了した場合にあつては完了した日から起算して 15 日以内に、特定事業を廃止した場合にあつては廃止した日から起算して 30 日以内に、特定事業完了(廃止)届出書(規則別記第 16 号様式、P65 に記載例)を知事に提出してください。あわせて使用された土砂等の量の報告も行ってください。

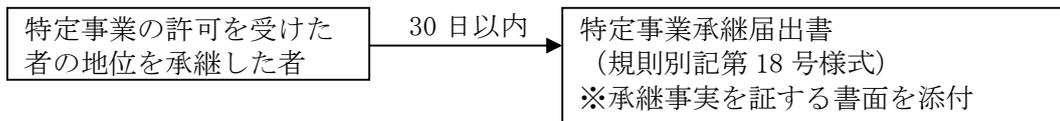
(5) 休止又は再開の届出（条例第 32 条第 1 項、第 2 項、第 8 項）

許可に係る特定事業を 2 月以上休止したとき又は 2 月以上休止しようとするとき、又は休止の届出をした者が特定事業を再開しようとするときは、特定事業休止（再開）届出書（規則別記第 17 号様式、P66 に記載例）を知事に提出してください。



(6) 地位の承継の届出（条例第 33 条）

特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から起算して 30 日以内に、特定事業承継届出書（規則別記第 18 号様式、P67 に記載例）にその事実を証明する書面を添付して知事に提出してください。



2 定期報告等

特定事業の許可を受けた者は、特定事業を施工している間、次のとおり報告等を行ってください。なお、条例第 38 条の規定に基づき、別途、知事が報告を求めることがあります。

(1) 土砂等の管理簿の作成と保存（条例第 27 条）

特定事業に使用する土砂等の採取場所ごとに、土砂等管理簿（管理台帳の様式：要綱様式第 10 号）を作成し、当該土砂等の搬入に関する状況を記録するとともに、当該特定事業を完了し、廃止し又は当該特定事業許可を取り消された日の翌日から起算して 5 年間保管しなければなりません。

(2) 特定事業に使用された土砂等の量の報告（条例第 29 条）

① 報告の時期

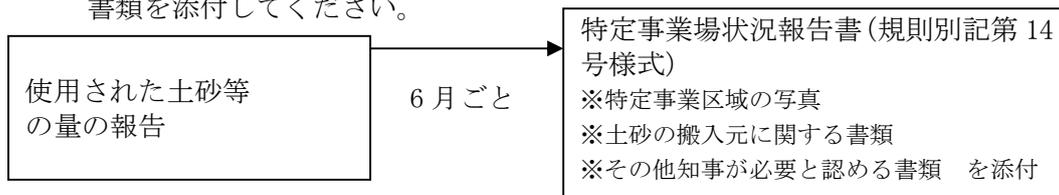
(ア) 特定事業を開始した日から起算して 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から起算して 3 週間以内に知事に報告してください。

(イ) 特定事業を完了し、又は廃止したときは、特定事業完了（廃止）届出書とあわせて報告してください。

② 特定事業場状況報告書（規則別記第 14 号様式、P60 に記載例）

(ア) 報告に係る期間内に使用された土砂等の量について報告してください。

(イ) 特定事業場状況報告書には、報告に係る期間の最後の日前 1 週間以内に撮影した特定事業区域の写真、土砂等の搬入元に関する書類その他知事が必要と認める書類を添付してください。



(3) 水質検査等の結果報告（条例第 30 条）

① 報告の時期

(ア) 特定事業を開始した日から起算して 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から起算して 3 週間以内に知事に報告してください。

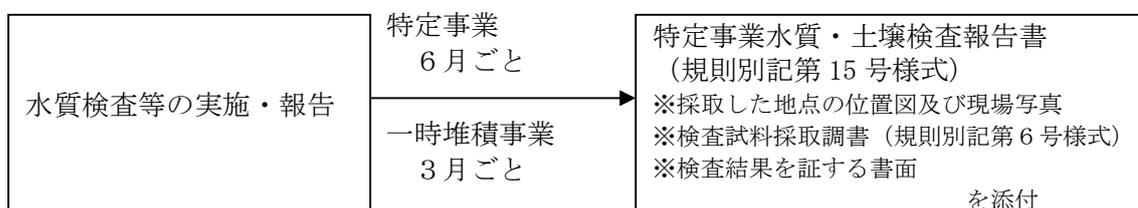
(イ) 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から起算して 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から起算して 3 週間以内に報告してください。

② 特定事業水質・土壌検査報告書（規則別記第 15 号様式、P62 に記載例）

(ア) 土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査を行い、報告してください。

(イ) 報告書には、水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（規則別記第 6 号様式、P55 に記載例）及び当該検査の結果を証する書面（環境測量士が発行したものに限り。）を添付してください。

(ウ) 気象条件その他やむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときは、当該特定事業区域内の土壌検査（土壌の汚染状況についての検査をいう。）を行うことによって、当該水質検査に代えることができます。



(4) 完了・廃止時の報告（条例第 32 条）

- ① 特定事業完了又は廃止届出書を提出した後に特定事業区域内の水質検査及び土壌検査を行い、知事が別に指定する日に知事に特定事業水質・土壌検査報告書（規則別記第 15 号様式）を提出してください。
水質検査及び土壌検査のための試料採取に当たっては、知事が指定する職員の立会いの下に行うものとし、当該試料の採取は、知事が指定する期日に行ってください。
- ② 水質検査について①の報告書を提出する期限が、6 月ごとの水質検査の時期から起算して 3 月を経過する日前に到来する場合は 6 月ごとの水質検査を省略できます。

3 施工管理上の留意点

(1) 標識の掲示（条例第 31 条第 1 項）

特定事業場の見やすい場所に、特定事業が施工されている間、縦及び横それぞれ 90 センチメートル以上の標識を掲げてください。（要綱様式第 11 号、P 82 に記載例）

- ① 許可年月日及び許可番号
- ② 許可の期間
- ③ 特定事業の目的
- ④ 特定事業場の所在地
- ⑤ 特定事業を行う者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所及び電話番号
- ⑥ 特定事業を管理及び監督する事務所の所在地及び電話番号
- ⑦ 現場責任者の氏名
- ⑧ 特定事業に用いる土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあっては、土砂等の搬入予定量及び搬出予定量）
- ⑨ 特定事業を行う期間
- ⑩ 特定事業区域の面積
- ⑪ 特定事業場の見取図

(2) 境界の標示（条例第 31 条第 2 項）

特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界に、境界標を設置してその境界を明らかにしてください。ただし、擁壁、側溝その他の構築物により境界を明らかにすることができる場合は、この限りではありません。

(3) 関係書類の閲覧等（条例第 36 条）

- ① 特定事業を施工する事務所において、特定事業が施工されている間、知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供してください。
- ② 特定事業について、完了若しくは廃止の届出をした日又は許可の取消しを受けた日の翌日から起算して 5 年間、知事に提出した書類の写しを保存してください。